

令和2年度（2020年度）社会保障関係予算

捧 直太郎

（厚生労働委員会調査室）

1. はじめに
2. 近年の社会保障制度改革に関する取組
3. 令和2年度社会保障関係予算の編成過程
4. 令和2年度社会保障関係予算の主要事項
5. おわりに

1. はじめに

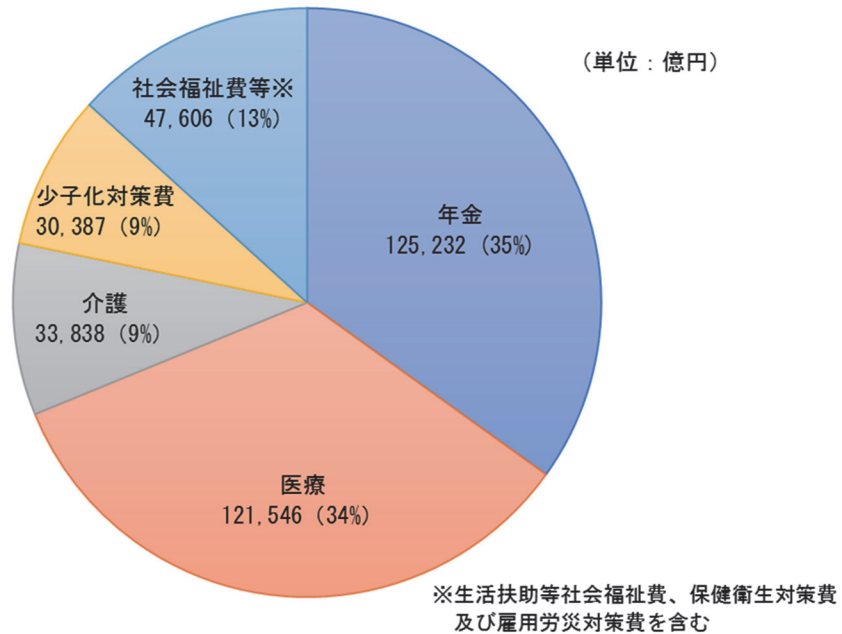
令和2年度一般会計予算（102兆6,580億円）¹における社会保障関係費は35兆8,608億円であり、一般会計予算の34.9%を占める。前年度当初予算比で1兆7,302億円（前年度比+5.1%）の増額となり、35兆円を超えて過去最大となった²。

社会保障関係費の内訳は、年金給付費12兆5,232億円（同+3.9%）、医療給付費12兆1,546億円（同+2.5%）、介護給付費3兆3,838億円（同+5.4%）、少子化対策費3兆387億円（同+28.9%）、生活扶助等社会福祉費4兆2,027億円（同+0.5%）、保健衛生対策費5,184億円（同+17.8%）、雇用労災対策費395億円（同+1.8%）となっている（図表参照）。また、厚生労働省所管の特別会計の歳出純計額は、労働保険特別会計が4兆72億円（同+5.7%）、年金特別会計が70兆2,899億円（同+2.5%）となっている。このほか、厚生労働省所管分として東日本大震災復興特別会計に170億円（同▲20.2%）が計上されている。

¹ 歳出改革の取組を継続するとの方針とは別途、消費税率引上げ前後の需要変動の平準化を図り、経済の回復基調に影響を及ぼさないように万全を期す観点から、消費税率引上げの需要変動に対する影響の程度や最新の経済状況等を踏まえて計上される「臨時・特別の措置」に要する経費（1兆7,788億円）を含む（以下同）。

² 一般会計歳出から国債費及び地方交付税交付金等を除いた一般歳出（63兆4,972億円）に占める社会保障関係費の割合は56.5%であり、前年度に比べ1.4ポイントの増となった。

図表 令和2年度社会保障関係予算の内訳



(出所) 財務省「令和2年度社会保障関係予算のポイント」(2019年12月)から作成

令和2年度予算は、いわゆる骨太方針2018³において示された「新経済・財政再生計画」の2年目の予算となる。同計画では、2019年度から2021年度を経済成長と財政を持続可能にするための基盤固めを行う「基盤強化期間」と位置付け、社会保障関係費の実質的な増加を「高齢化による増加分に相当する伸びにおさめることを目指す」との方針を継続することとしていた。

予算編成過程において厚生労働省と財務省の間で協議が行われ、最終的には加藤厚生労働大臣と麻生財務大臣間の大臣折衝を経て、令和2年度予算における社会保障関係費の実質的な伸びは、2019年度(約4,800億円)を下回る約4,100億円とすることとされた⁴。

令和2年度予算は、「15か月予算」⁵の考え方の下、令和元年度補正予算、予備費等を組み合わせることで、「当面の需要喚起にとどまらず、民需主導の持続的な経済成長の実現につなげていく」ものとして編成された。

本稿では、これまでの社会保障制度改革の経緯に触れ、令和2年度社会保障関係予算の編成過程及び主要事項を紹介する。

³ 「経済財政運営と改革の基本方針2018」(2018.6.15閣議決定)

⁴ 消費税増収分(国費)の活用による社会保障の充実及び消費税率引上げに伴う社会保障関係費の増が別途計上されている。

⁵ 景気対策などのために、そのための経費を盛り込んだ補正予算と次年度の当初予算を一体として編成すること。「予算編成の基本方針」に明記されたのは、2013年度の予算編成以来となる。

2. 近年の社会保障制度改革に関する取組

(1) 社会保障・税一体改革

社会保障・税一体改革は、社会保障の充実・安定化と、そのための安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指すものであり、2012年8月に一体改革関連8法が成立した。その後、社会保障制度改革推進法に基づき、社会保障制度改革国民会議が設置され、報告書が取りまとめられた⁶。同報告書等を受け、改革の検討項目、実施時期、関連法案の国会提出時期の目途が規定された社会保障改革プログラム法が2013年12月に成立した。

社会保障制度改革に当たり、その財源として消費税率の引上げによる増収分が充てられることとなっており、当初は、2014年4月に8%、2015年10月に10%への段階的な引上げを行うこととされていた。その後、2014年4月に消費税率は8%に引き上げられたものの、10%への引上げについては、経済状況等を理由として2017年4月に先送りされ、また、2016年6月にも経済状況等を理由として2019年10月まで再度延期された。

2019年10月から消費税率は10%となり、「新しい経済政策パッケージ」⁷を踏まえた消費税増収分の使途変更等の修正を経ながらも、年金生活者支援給付金の支給及び低所得者に対する介護保険第1号保険料負担軽減強化が実施され、社会保障・税一体改革は一応の完了をみたこととなる。

(2) 骨太方針 2018 及び 2019

骨太方針 2018 において、全世代型社会保障制度を着実に構築していくため、2020年度に社会保障改革を中心とした進捗状況を検証し、骨太方針 2020 において、給付と負担の在り方を含め社会保障の総合的かつ重点的に取り組むべき政策を取りまとめ、早期に改革の具体化を進めることが明記された。

その後の経済財政諮問会議⁸において決定された「新経済・財政再生計画改革工程表 2018」では、社会保障分野に関して計 61 項目の目標が示された。そのうち「給付と負担の見直し」に関しては 10 項目あり、団塊の世代が後期高齢者入りするまでに、後期高齢者の窓口負担についての検討、外来受診時等の定額負担の導入の検討、介護のケアプラン作成に関する給付の在り方の検討、医療・介護における「現役並み所得」の判断基準の見直し等が盛り込まれた。また、給付と負担の在り方を含めた総合的かつ重点的に取り組むべき政策については、関係審議会等での検討を進めつつ、骨太方針 2020 で取りまとめることとされた。

骨太方針 2019⁹では、年金及び介護について、必要な法改正も視野に 2019 年末までに結

⁶ 「社会保障制度改革国民会議報告書～確かな社会保障を将来世代に伝えるための道筋～」(2013.8.6)。同報告書では、社会保障制度改革について、短期的には、消費税の増収が段階的に生じる期間内に集中的に実施すべき改革、中長期的には団塊の世代が全て 75 歳以上となる 2025 年を念頭において段階的に実施すべき改革に分けて実現すべきであるとした。

⁷ 2017 年 12 月 8 日閣議決定。消費税率の引上げに伴う 5 兆円強の増収分を、幼児教育の無償化等新たな施策の実施及び社会保障の充実策におおむね半分ずつ充当することとし、具体的な施策として幼児教育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化、介護人材の処遇改善を行うこととした。

⁸ 平成 30 年第 17 回経済財政諮問会議 (2018.12.20)

⁹ 「経済財政運営と改革の基本方針 2019」(2019.6.21 閣議決定)

論を得ることとされ、医療等その他の分野についても、骨太方針 2020 において、給付と負担の在り方を含め、社会保障の総合的かつ重点的に取り組む政策を取りまとめることとされた。

また、骨太方針 2019 は、社会保障の支え手の拡大に向けた雇用環境の整備を強く打ち出している。具体的には、70 歳までの就業機会の確保を企業の努力義務とする方向性が明記された。加えて、就職氷河期世代支援プログラムを盛り込み、今後 3 年間で集中的な取組期間とし、30 歳台半ばから 40 歳台半ばの就職氷河期世代を対象に、教育訓練や採用企業への助成金の拡充などの支援を行うなどして、正規雇用 30 万人増を目指すこととしている¹⁰。

(3) 全世代型社会保障検討会議

ア 設置から中間報告に至る経緯

2019 年 7 月の参院選後、9 月 11 日に内閣改造を行った安倍内閣総理大臣は、組閣後の記者会見で「人生 100 年時代を見据え、70 歳までの就業機会の確保、年金受給年齢の選択肢の拡大、さらには医療、介護など、社会保障全般にわたる改革を進め」るため、「全世代型社会保障検討会議」を設置することを表明した¹¹。同会見では、「子供たちからお年寄りまで、全ての世代が安心できる令和の時代の新しい社会保障制度の在り方を大胆に構想」していくとの発言もあり、社会保障・税一体改革に続く制度改革として注目を集めた。

9 月 20 日に初会合が開かれ¹²、委員間の自由討議が行われた後は、11 月 8 日に医療関係者等から、21 日に企業団体や労働組合等からヒアリング等が行われ、26 日の会合において内閣官房の事務局からこれまでの議論を踏まえた「主な論点」¹³が示された¹⁴。

イ 中間報告の概要

全世代型社会保障検討会議は、2019 年 12 月 19 日の第 5 回会合で中間報告を取りまとめた。同報告の概要は次のとおりである。

(ア) 基本的考え方

少子高齢化が急速に進む中、少しでも多くの者が「支えられる側」ではなく「支える

¹⁰ その後、2019 年 12 月 23 日の就職氷河期世代支援の推進に関する関係府省会議において「就職氷河期世代支援に関する行動計画 2019」が決定された。同計画は、「就職氷河期世代支援プログラム」に基づく個別の取組を具体的に明らかにするとともに、施策の成果目標を定め、今後の進捗状況を確認して行くための基礎となるものである。その中で、令和元年度補正予算を含め、今後 3 年間で 650 億円を上回る財源を就職氷河期世代支援のために確保するとした。

¹¹ 2019 年 9 月 11 日安倍内閣総理大臣記者会見<https://www.kantei.go.jp/jp/98_abe/statement/2019/0911_kaiken.html> (2020. 1. 23 最終アクセス)。

¹² 全世代型社会保障検討会議は、安倍内閣総理大臣を議長、西村全世代型社会保障改革担当大臣を議長代理とし、財務、総務、厚生労働、経済産業の各大臣、内閣官房長官、その他 9 名の有識者によって構成された。

¹³ 年金、労働、医療、予防・介護の 4 分野について整理された。具体的には、年金の受給開始時期の弾力化の在り方、70 歳までの就業機会確保についての法制の在り方、大きなリスクをしっかりと支えられる公的保険制度の在り方、保険者インセンティブの強化、データ活用、健康経営等を通じた健康寿命延伸の在り方等である。

¹⁴ また、この間、11 月 20 日に高齢者や学生など 11 名を官邸に招き、「全世代型社会保障改革に関する総理と現場との意見交換会」が開かれた。

側」として活躍することで、「支える側」と「支えられる側」のバランスを見直していく必要があるとしている。その上で、今般の全世代型社会保障改革においては、働き方の変化を中心に据え、年金、医療、介護、社会保障全般にわたる改革を進めることとし、現役世代の負担上昇を抑制しつつ、全ての世代が安心できる社会保障制度を構築する必要があり、年齢ではなく負担能力に応じた負担という視点を徹底していくとの方針を示した。

(イ) 各分野の具体的方向性

年金については、現在 60 歳から 70 歳まで選択可能となっている受給開始時期の上限の 75 歳までの拡大、短時間労働者に対する厚生年金（被用者保険）の適用範囲を 50 人超規模の企業まで拡大¹⁵、60 歳～64 歳に支給される在職老齢年金の基準額を 65 歳以上と同じ 47 万円（令和元年度価格）の基準に合わせる等¹⁶の在職老齢年金制度¹⁷の見直し、ねんきん定期便等の見直し¹⁸、私的年金の見直し¹⁹を掲げた²⁰。

労働については、70 歳までの就業機会確保²¹、個々の大企業に対し中途採用・経験者採用比率の情報公開を求めることによる中途採用・経験者採用の促進²²、兼業・副業の拡大、フリーランスなど雇用によらない働き方の保護の在り方について整理した。

医療については、医療提供体制の改革と大きなリスクをしっかりと支えられる公的保険制度の在り方の 2 つを柱としてまとめている。医療提供体制については、地域医療構想の推進、地域間・診療科間の更なる医師偏在対策、医師・歯科医師等の働き方改革等による地域での必要な医療の確保とともに、外来機能の明確化とかかりつけ医機能の強化、医療のかかり方の変容へ向けた取組促進等による患者中心の医療の深化等について整理されている。また、公的保険制度の在り方では、一定の所得のある後期高齢者の医療費の窓口負担を 2 割とする方向性が明記されたほか、紹介状のない患者が大病院を受診する際の初診・再診時の定額負担の仕組みを大幅に拡充する²³とした。

予防・介護については、公的保険制度における疾病予防の位置付けを高めるため、保険者努力支援制度の抜本的な強化を図ること、公的保険制度における介護予防の位置付

¹⁵ 2024 年 10 月に 50 人超規模の企業まで適用することとし、その施行までの間にも、できるだけ多くの労働者の保障を充実させるために、2022 年 10 月に 100 人超規模の企業までは適用することを基本としている。

¹⁶ そのほか、65 歳以上の者の老齢厚生年金について、在職中から年金額の改定を毎年行い早期に年金額を増額させる在職定時改定を導入することとしている。

¹⁷ 60 歳以降、厚生年金に加入しながら受け取る老齢厚生年金を指す。年金額と月給・賞与に応じて年金額は減額され、場合によっては全額支給停止となる。

¹⁸ 公的年金制度のポイントを丁寧に伝えることで、国民の老後の選択を支援することとしている。

¹⁹ 私的年金の加入要件の見直し、加入可能年齢の引上げ、受給開始時期の柔軟化等に取り組むとしている。

²⁰ 2020 年の常会に必要な法案の提出を図ることとしている。

²¹ 法制を二段階に分けた上で、第一段階の法整備のため、2020 年の常会に法案を提出することとした。具体的には、①雇用による措置（定年の廃止、70 歳までの定年延長等）、②雇用以外の措置（定年後又は 65 歳までの継続雇用終了後に創業する者との間で 70 歳まで継続的な業務委託契約の締結を行う等）の選択肢を明示した上で、事業主に対しいずれかの措置を制度化する努力義務規定を設けることとしている。その後、第二段階の法制で企業名の公表による担保（いわゆる義務化）のための法改正を検討するものとしている。

²² 2020 年の常会に必要な法案の提出を図ることとしている。

²³ 初診時 5,000 円以上、再診時 2,500 円以上（医科）の定額負担を求める現行制度について、負担を増額し、増額分について公的医療保険の負担を軽減するように改めるとともに、大病院・中小病院・診療所の外来機能の明確化を行いつつ、定額負担の対象とする病院を病床数 200 床以上の一般病院に拡大するとしている。

けを高めるため、介護インセンティブ交付金の抜本的な強化を図ること、エビデンスに基づく政策を促進するための実証事業を行うこと、ロボットやICTの導入加速化、ペーパーレス化・効率化の推進等により持続可能性の高い介護提供体制の構築を進めることとしたものの、給付と負担の見直しに関する具体策については明記されなかった。

ウ 2020年夏の最終報告に向けた検討

兼業・副業に係る労働時間規制等の取扱いや、医療保険制度改革の具体化等については、与党や幅広い関係者の意見を聞きながら、最終報告に向けて検討を進めることとされた。また、世論調査等を通じて、国民の不安の実態把握を進めることとしている。

中間報告について、有識者委員からは、後期高齢者の自己負担割合の見直し等の問題について方向性が示されたことは大きな進展であるとの意見や、応能負担の考え方が明記されたことには意義があるといったおおむね好意的な意見が多かった。また、加藤厚生労働大臣は、2020年の常会に年金、労働関係法案を提出すべく作業を急ぐこと、医療の給付と負担の問題についても、今回示された方向性に沿って2020年夏までに成案を得るべく本格的な議論を進める旨述べた²⁴。

一方で、中間報告に対しては、介護分野での自己負担等に関する具体的な言及がないこと等から「踏み込み不足」との指摘²⁵や、改革案は限定的であり、「多くの人が社会保障制度に抱く不安に十分応えたとは言えない」との指摘²⁶がなされている。

3. 令和2年度社会保障関係予算の編成過程

(1) 概算要求

2019年7月31日に閣議了解された「令和2年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」において、年金・医療等に関する経費については、高齢化に伴ういわゆる自然増として前年度当初予算に5,300億円を加算した額の範囲内において要求を認めることとされた。なお、上記増加額については、新経済・財政再生計画において示された、「社会保障関係費については、経済・財政再生計画において、2020年度に向けてその実質的な増加を高齢化による増加分に相当する伸びにおさめることを目指す方針とされていること、経済・物価動向等を踏まえ、2019年度以降、その方針を2021年度まで継続する」との考え方を踏まえつつ対応することとされた。

また、消費税率引上げに伴う増については、前年度当初予算の例に基づき所要の額を要求するものとし、その対前年度からの増加の取扱いについては、予算編成過程で検討することとされた。

(2) 予算編成の基本方針

2019年12月5日、政府は「令和2年度予算編成の基本方針」を閣議決定した。同方針では、一億総活躍社会の実現に取り組むために、「希望出生率1.8、介護離職ゼロ、『人づ

²⁴ 全世代型社会保障検討会議（第5回）（2019.12.19）

²⁵ 『産経新聞』（2019.12.20）

²⁶ 『朝日新聞』（2019.12.23）

くり革命』及び『働き方改革』のための対策を推進しつつ、就職氷河期世代の人々の社会への参画機会を拡大していく」とともに、「全世代型社会保障の構築に向け、社会保障全般にわたる持続可能な改革を進める」こととした。また、「15 か月予算」の考え方で、「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」（2019年12月5日閣議決定）に基づき、令和元年度補正予算を新たに編成し、予備費を含めた令和元年度予算、令和2年度の臨時・特別の措置を適切に組み合わせることで、機動的かつ万全の対策を採ることとされた。

（3）令和元年度補正予算

2019年12月13日、政府は令和元年度補正予算を閣議決定した。厚生労働省所管分としては1,272億円が計上されている。その主な内容は次のとおりである。

災害からの復旧・復興と安全・安心の確保として786億円が計上され、そのうち、社会福祉施設等の災害復旧に112億円、医療・介護等の窓口・利用者負担等の減免措置に17億円、水道施設の停電・土砂災害・浸水災害対策の拡充等に214億円、緊急風しん抗体検査の実施に69億円が計上されている。

また、経済の下振れリスクを乗り越えようとする者への重点支援として35億円が計上され、そのうち、中小企業・小規模事業者の生産性向上の支援に14億円、就職氷河期世代への支援に18億円が計上されている。

加えて、未来への投資と東京オリンピック・パラリンピック後も見据えた経済活力の維持・向上として275億円が計上され、そのうち、待機児童解消に向けた保育所等の整備に228億円、感染症対策に係る医薬品研究開発等の支援に25億円、全ゲノム解析等によるゲノム医療推進のための体制整備に5.8億円が計上されている。

その他、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金のための基金の積み増しに177億円が計上されている。

（4）令和2年度予算

2019年12月20日、令和2年度予算が閣議決定された。閣議決定に先立ち、同月17日に大臣折衝が行われ、社会保障関係費の実質的な伸びを4,100億円程度²⁷とすることや、診療報酬・薬価等の改定、社会保障の充実、雇用保険制度の見直し等が合意された。

2020年度の消費税増収分の14.1兆円については、基礎年金の国庫負担割合2分の1として3.4兆円、社会保障の充実に3.9兆円、消費税率引上げに伴う社会保障4経費の増加分として0.6兆円、後代への負担のつけ回しの軽減に5.8兆円を充てるとされている²⁸。

4. 令和2年度社会保障関係予算の主要事項

（1）医療

²⁷ 概算要求時は、自然増として5,300億円程度と見込まれていたところ、介護納付金の総報酬割の全面導入により600億円程度、薬価等の改定により1,100億円程度を圧縮した上で、診療報酬改定による500億円程度の増加分と差し引きして、合計4,100億円程度の増加となった。

²⁸ 軽減税率分は除外されている。

ア 診療報酬改定

2020年度は、おおむね2年ごとの診療報酬改定の年に当たる。

2019年11月25日に財政制度等審議会が取りまとめた「令和2年度予算の編成等に関する建議」においては、国民負担の抑制や医療保険制度の持続可能性の確保の観点から、診療報酬改定において2年間で▲2%半ば以上のマイナス改定が必要であり、診療報酬本体についても、賃金や物価の水準と比べて高い水準となっており、同様の観点からマイナス改定の必要性があるとされた。また、医師の働き方改革への対応について、全体として労働コストが増加しないようにすべきであり、安易に患者負担・保険者負担を生じさせることは避けるべきとされた。

最終的な改定率については、12月17日の大臣折衝を経て、次のとおり合意された。診療報酬は+0.55%（国費ベースで+600億円程度）とされ、そのうち消費税財源を活用した救急病院における勤務医の働き方改革への特例的な対応が0.08%（国費ベースで88億円）とされた²⁹。なお、特例的な対応を除いた0.47%における各科の改定率は、医科+0.53%、歯科+0.59%、調剤+0.16%である。薬価等については、薬価が▲0.98%（国費ベースで▲1,100億円程度）³⁰、うち実勢価格等改定が▲0.43%（国費ベースで▲500億円程度）、また、材料価格は▲0.02%（国費ベースで▲30億円程度）、うち実勢価格等改定分は▲0.01%（国費ベースで▲10億円程度）である。

イ 医療従事者の働き方改革の推進

地域医療介護総合確保基金（医療分）による勤務医の働き方改革の推進のための費用に消費税増収分を活用して、国費ベースで95億円が充てられる³¹。また、ICTの活用やタスク・シフティング等の勤務環境改善・労働時間短縮に取り組む医療機関の支援等のため21億円（前年度比+17.1億円）が計上されているほか、医療事務作業補助者・看護補助者の確保支援³²として新規に0.1億円、2024年4月からの勤務医の時間外労働上限規制開始に向けた制度準備等として新規に0.7億円等が計上されている。

ウ 地域医療構想の推進

地域医療構想³³の実現に向けた地域医療介護総合確保基金（医療分）等による支援のため、消費税増収分を活用して796億円（同+107億円）が計上されている³⁴。また、地域医療構想推進のための病床ダウンサイジング支援として新規に84億円が計上されている³⁵。

エ 医師偏在対策の推進

²⁹ 特に過酷な勤務環境となっている救急医療の実績が一定水準以上の医療機関について、地域医療の確保を図る観点から評価することとしている。

³⁰ なお、市場拡大再算定の見直し等の効果を含めた影響は▲0.99%である。

³¹ 地域医療における特別な役割があり、かつ、過酷な勤務環境となっている医療機関を対象としている。

³² 具体的には、人材活用キャンペーンの実施、リーフレット・パンフレットの作成、配布等を行うとしている。

³³ 団塊の世代が全て75歳以上となる2025年に向け、病床の機能分化・連携を進めるために、医療機能ごとに2025年の医療需要と病床の必要量を推計し、定めるもの。2016年度中に全都道府県で策定済みである。

³⁴ 勤務医の働き方改革の推進のための費用を含む。

³⁵ 2021年度以降においては、地域医療構想調整会議における議論の進捗等も踏まえつつ、消費税財源による「医療・介護の充実」とするための法改正を行い、これに基づき病床ダウンサイジング支援を実施することとされている。

2020年度から医師少数地域等で勤務した医師の認定制度が開始される³⁶ことに合わせ、認定制度を活用した医師少数区域等における医師への支援として2億円が新規に計上されているほか、総合診療医³⁷の養成支援等のために9.5億円(同+5.9億円)が計上されている。

オ 医療等分野におけるICTの利活用の促進

2020年度からの本格運用を目指し、マイナンバーカードを利用した医療保険のオンライン資格確認等システムの導入³⁸等に必要なシステム開発のために必要な経費等について145億円(同▲173億円)³⁹が計上されており、医療情報化支援基金⁴⁰にも、消費税増収分を活用して、医療機関・薬局のシステム整備支援費用に768億円(同+468億円)が計上されている。そのほか、レセプト情報・特定健診等情報データベース(NDB)や介護保険総合データベースなど健康・医療・介護情報を連結し、研究者などが分析可能な環境、民間事業者等への情報提供体制整備の費用として7.1億円(同+4.3億円)が計上されている。

カ 保健医療分野等の研究開発

国立研究開発法人日本医療研究開発機構(AMED)におけるバイオ医薬品等の開発等の強化、全ゲノム情報等を利用したゲノム医療⁴¹、将来の医療・福祉分野のニーズを踏まえた革新的な医療機器やAI、ロボット開発、iPS細胞等を用いた創薬等の研究、様々な疾患を対象にした疾患メカニズムの解明等のための基礎的な研究開発等の費用として、586億円(同+11億円)が計上されている。

キ 健康寿命の延伸に向けた予防・健康づくり

保険者努力支援制度(国民健康保険)について、人生100年時代を見据えた抜本的強化として、健康づくりを強力に推進するための新規事業に500億円が追加で措置されている⁴²。また、予防・健康増進効果等に関するエビデンスを確認・蓄積するための大規模実証事業を実施するための費用として新規に7.3億円が計上されているほか、健康寿命延伸に向けた歯科口腔保健の推進等の費用として17億円(同+3億円)、先進事業等の好事例の横展開等を推進するために19億円(同+3億円)、生活習慣病の予防、診断及び治療に関する研究⁴³や、女性の健康の包括的支援に関する研究の体系的な実施のため

³⁶ 医師少数区域等における医療の提供に関する一定の勤務経験を通じた地域医療への知見を有する医師を厚生労働大臣が認定できることとしている。

³⁷ 地域において幅広い領域の疾患等を総合的に診ることができる医師。

³⁸ 2021年3月末からオンライン資格確認の本格運用開始が予定されている(デジタル・ガバメント関係会議(第5回)2019.9.3)。

³⁹ この減少は、医療保険オンライン資格確認に伴う中間サーバーの改修が2019年度におおむね終了することによるものである。

⁴⁰ 2019年10月1日から設置。同基金の対象事業として、①オンライン資格確認の導入に向けた医療機関・薬局のシステム整備の支援、②電子カルテの標準化に向けた医療機関の電子カルテシステム導入等の支援の2つを予定している。

⁴¹ 令和元年度補正予算においても、全ゲノム解析等によるゲノム医療推進のための体制整備に5.8億円が計上されている。

⁴² 保険者の予防・健康づくりの取組強化(保険者努力支援制度(国民健康保険))に消費税増収分を活用して1,412億円(前年度比+500億円)が計上されている。

⁴³ 特に、たばこ対策、脳卒中を含む循環器疾患、糖尿病に関する研究を重点的に推進することとしている。

18 億円（同＋2 億円）が計上されている。

ク 医療保険制度の運営確保

各医療保険制度などに関する医療費国庫負担のため、厚生労働省予算として 11 兆 8,620 億円（同＋1,928 億円）が計上されているほか、国民健康保険への財政支援として 3,104 億円（同＋500 億円）が計上されている。

（2）介護

ア 介護の受け皿整備、介護人材の確保

「新しい経済政策パッケージ」に基づき、介護人材の処遇改善を促進するため、消費税増収分を活用して 506 億円（前年度比＋293 億円）が計上されているほか、地域医療介護総合確保基金（介護分）への拠出分として 549 億円（前年度と同額）⁴⁴が計上されている。また、外国人介護人材の受入環境の整備⁴⁵のため、11 億円（同＋1.9 億円）が計上されている⁴⁶。

イ 自立支援・重度化防止に向けた取組の強化

骨太方針 2019 等でも示されている介護予防を重視する観点から、保険者による予防・健康づくり等の取組強化として 400 億円（同＋200 億円）が計上されている。具体的には、「介護保険保険者努力支援交付金」を創設し、消費税増収分を活用して 200 億円を拠出することとしている⁴⁷。このほかに介護・医療関連情報の「見える化」の推進として 3.2 億円（同＋0.2 億円）等が計上されている。

ウ 認知症施策推進大綱に基づく施策の推進

認知症施策推進大綱⁴⁸に基づき、認知症施策の総合的な取組として、高齢者にやさしい地域づくりの推進として 3.9 億円（同▲1.1 億円）、認知症疾患医療センター⁴⁹の整備促進・相談機能強化として 12 億円（同＋1 億円）、認知症理解のための普及啓発等として 0.3 億円（同＋0.2 億円）、成年後見制度の利用推進として 8 億円（同＋4.5 億円）が計

⁴⁴ 介護施設の整備に関する事業として 467 億円（前年度と同額）が、介護人材の確保の推進に 82 億円（前年度と同額）が計上されている。

⁴⁵ 新たな在留資格「特定技能」の創設等により増加が見込まれる外国人介護人材が国内の介護現場で円滑に就労・定着できるよう、日本語の学習環境の整備や介護技能に関する研修、介護業務に関する相談支援等を行う。

⁴⁶ そのほか、介護施設等における防災・減災対策の推進として 50 億円（前年度比▲14 億円）、介護分野における生産性向上の推進として 15 億円（同＋5.1 億円）、介護の仕事の魅力等に関する情報発信として 6.8 億円（前年度と同額）等が計上されており、介護の受け皿整備、介護人材の確保分として 1,140 億円（同＋284 億円）が計上されている。

⁴⁷ 従前からの保険者機能強化推進交付金には 200 億円（前年度と同額）が計上されている。同交付金については、公的保険制度における介護予防の位置付けを高めるために、介護予防・健康づくり等に資する取組を評価することで、交付金の配分基準のメリハリを強化することとされている。

⁴⁸ 2019 年 6 月 18 日認知症施策推進関係閣僚会議決定。大綱では、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進していくこととし、具体的には、①普及啓発・本人発信支援、②予防、③医療・ケア・介護サービス・介護者への支援、④認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援、⑤研究開発・産業促進・国際展開の 5 つの柱に沿って施策を推進することとしている。

⁴⁹ 認知症の専門医療機関であり、地域の医療提供体制の中核として認知症の速やかな鑑別診断、診断後のフォロー、症状増悪期の対応、BPSD（行動・心理症状）や身体合併症に対する急性期医療、BPSDやせん妄予防のための継続した医療・ケア体制を整備する。

上されている。

エ 介護保険の1号保険料の低所得者負担軽減強化

介護保険の1号保険料について、給付費の5割の公費とは別枠で公費を投入し、低所得の高齢者の保険料の軽減を行うための費用が、消費税増収分を活用して786億円（同+336億円）計上されている⁵⁰。

オ 介護納付金の総報酬割全面導入に伴う被用者保険者への特例措置

2020年度からの総報酬割全面導入に伴い、介護納付金の負担増となる被用者保険者に対して、2020年度に限り財政支援を行うため31億円が措置されている。

(3) 子ども・子育て支援

ア 幼児教育・保育の無償化

2019年10月から「新しい経済政策パッケージ」等に基づき、3歳から5歳までの全ての子ども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもの幼稚園、保育園、認定こども園等の費用が無償化されており、そのための費用として消費税増収分を活用して3,410億円が計上されている⁵¹。

イ 保育の受け皿整備・保育人材の確保

「新しい経済政策パッケージ」等に基づき、待機児童の解消のため「子育て安心プラン」⁵²を前倒しし、2020年度末までに32万人分の受け皿の整備等⁵³を行うための経費が、消費税増収分を活用して358億円計上されている⁵⁴。

また、待機児童の解消に向けた保育の受け皿整備のため、保育所の施設整備のための補助率のかさ上げを継続するとともに、賃貸物件の活用等による保育所整備の改修費の補助等のため、767億円（前年度比▲20億円）が計上されている⁵⁵ほか、保育人材確保のための総合的な対策として、保育士宿舍借り上げ支援事業についての要件の見直し等を行うために190億円（同+38億円）が計上されている。

ウ 母子保健医療対策の推進

成育基本法を踏まえた母子保健医療対策の推進として、277億円（同+21億円）が計上されている。具体的には、子育て世代包括支援センターの設置促進、母子保健法の改正により法的に位置付けられた産後ケア事業の充実、多胎育児家庭に対する介助・相談支援等の妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援のほか、高額な医療費の掛かる不妊治療に対する助成、子供の死因究明に係る体制整備⁵⁶のための予算が計上されてい

⁵⁰ 2015年4月から、消費税率の引上げに伴い、市町村民税非課税世帯のうち、特に所得の低い者を対象に実施されていた（65歳以上の約2割）が、2019年10月から市町村民税非課税世帯全体を対象（65歳以上の約3割）として完全実施された。

⁵¹ 公費ベースでは8,858億円となる。

⁵² 2017年6月2日公表。2018年度から2022年末までの5年間で女性就業率80%に対応できる約32万人分の受け皿を整備することとしていた。

⁵³ 他に保育士の確保や他産業との賃金格差を踏まえた処遇改善に更に取り組むこととしている。

⁵⁴ 公費ベースでは722億円となる。

⁵⁵ 令和元年度補正予算においても、待機児童解消に向けた保育所等の整備のために228億円が計上されている。

⁵⁶ 子供の死因究明の制度化に向け、都道府県における実施体制を検討するため、モデル事業として関係機関に

る。

エ 児童虐待の防止対策・社会的養育の充実

児童虐待の防止・社会的養育の推進のために1,754億円(同+56億円)が計上されている。そのうち、児童虐待防止対策の推進としては、児童相談所への弁護士・医師・警察OBの配置の促進や、地域における見守り活動の活性化を促すための要支援児童の居場所づくり等の推進の取組への補助、児童虐待に関する全国統一の情報共有システムの開発・整備の推進、また、新規事業として体罰等によらない子育ての広報啓発に関する予算が計上されている。

また、社会的養育の充実として、児童養護施設等の小規模かつ地域分散化や職員配置基準の強化を含む高機能化の推進などの質の向上のための費用、社会的養護が必要な子供の増加への対応のため児童養護施設等の受入児童数の拡大のための費用として、消費税増収分を活用して国費237億円が計上されている。

(4) 就職氷河期世代支援

就職氷河期世代活躍支援プラン⁵⁷実施のための費用として、632億円(前年度比+143億円)が計上されており、そのうち、特に就職氷河期世代を主な対象として実施するものは199億円である⁵⁸。その主な内容は次のとおりである。

ア ハローワークにおける専門窓口等の設置による職場定着までの伴走型支援

不安定な就労状態にある者一人ひとりの状況を踏まえ、専門担当者によるチームを結成し、求職者とともに個別の支援計画を作成、同計画に基づいたキャリアコンサルティング、必要な能力開発へのあっせん、就職後の定着支援などの計画を実施するための費用として新規に15億円が計上されている。

イ 民間事業者のノウハウを活用した不安定就労者の就職支援

特に不安定な就労状態にある者が多い地域において、成果連動型の民間委託による不安定な就労状態にある者の教育訓練、職場実習等を行い、安定就職につなげる事業を実施するほか、当該訓練等を職業訓練受講給付金⁵⁹の給付対象とし、安心して受講できるようにするための費用として新規に13億円が計上されている。

ウ 短期間で取得でき安定就労に有効な資格等の取得支援

就職氷河期世代の者を対象にした「短期資格等習得コース(仮称)」を創設し、短期間で取得可能で、安定就労につながる資格等⁶⁰の習得支援のため、人材ニーズの高い業界団体等に委託し、訓練と職場体験等を組み合わせ、正社員就労を支援する出口一体型の訓

よる連絡調整、子供の死因究明に係るデータ収集及び整理、有識者や多機関による検証並びに検証結果を踏まえた政策提言を行うための費用の支援を行うこととしている。

⁵⁷ 2040年を展望した社会保障・働き方改革本部「厚生労働省就職氷河期世代活躍支援プラン」(2019.5.29)。同プランの内容が骨太方針2019の就職氷河期世代支援プログラムの一環として盛り込まれた。

⁵⁸ 令和元年度補正予算において、就職氷河期世代への支援として18億円が計上されている。

⁵⁹ 雇用保険を受給できない求職者(受給を終了した者を含む)が、ハローワークの支援指示により職業訓練を受講する場合、職業訓練期間中の生活を支援するための給付を受けることができる制度。

⁶⁰ 具体的には、小型クレーンやフォークリフトの免許、大型免許、簿記等が挙げられている。

練等⁶¹を行うための経費として、新規に 35 億円が計上されている。

エ 就職氷河期世代の失業者等を正社員で雇い入れた企業への助成金の拡充

正社員就職が長続きしない者や非正規雇用を繰り返す者を雇い入れた企業への助成金の対象年齢を見直した上で、失業中の者だけでなく、非正規雇用労働者も支援対象となるように制度を拡充するほか、安定的な就職が困難な求職者に対し、一定期間試行雇用する事業主への助成等⁶²のため、13 億円（同+3.1 億円）が計上されている。

オ 地域若者サポートステーションの対象年齢の拡大

若年無業者等に対する切れ目のない就労支援の推進に加え、就職氷河期世代の無業者の支援のために地域若者サポートステーション⁶³の対象年齢を拡大⁶⁴し、40 歳台の無業者に対する相談体制の整備、把握・働きかけのための福祉機関等へのアウトリーチ展開、全国一元的な案内・相談を実施するための経費として 53 億円（同+13 億円）が計上されている。

(5) 働き方改革等の雇用施策

ア 長時間労働の是正・労働者が安全で健康に働くことのできる職場環境の整備

中小企業・小規模事業者が生産性を高めながら労働時間の縮減に取り組む際に、「働き方改革推進支援センター」⁶⁵によるワンストップ相談窓口の支援強化や労働時間の縮減のために新規に労働者を雇い入れ、一定の雇用改善を達成した場合に助成を行うための経費として 176 億円（前年度比+28 億円）が計上されている。また、勤務間インターバル制度⁶⁶につき、業種別導入マニュアルの作成や中小企業が活用できる助成金制度の推進等の費用として 27 億円（同+11 億円）が計上されているほか、大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への「しわ寄せ」防止に向けた取引環境の見直しのための周知啓発等に関する費用として新規に 0.2 億円が計上されている。

また、中小企業による高年齢労働者の安全・健康確保措置の支援のための助成金の創設や、高年齢労働者の特性に配慮した独創的・先進的な安全衛生対策の取組の検証等の費用として新規に 3.3 億円が計上されているほか、産業保健総合支援センター⁶⁷にお

⁶¹ そのほか、求職中の非正規雇用労働者が働きながらでも受講しやすい夜間、土日やeラーニング等の訓練を提供するほか、当該訓練を職業訓練受講給付金の対象とすること、また、求職者支援訓練における、訓練コース設定の要件の緩和等を行うこととしている。

⁶² 既存の「特定求職者雇用開発助成金（安定雇用実現コース）」の見直し・拡充を行い、次の4要件のいずれかに該当する者を正社員として雇い入れた事業主に対し、一人当たり 60 万円（中小企業以外にあっては 50 万円）を支給する。①35 歳以上 55 歳未満の者、②「雇入れ日前直近 5 年間に正社員としての雇用期間が通算 1 年以下の者」かつ、「雇入れ日前 1 年間正社員として雇用されていない者」、③職業紹介の時点で「失業状態の者」または「非正規雇用労働者」かつ、「ハローワークや職業紹介事業者等において、個別支援等の就労に向けた支援を受けている者」、④安定した雇用を希望している者。

⁶³ 働くことに悩みを抱えている若者に対し、キャリアコンサルタントなどによる専門的な相談、コミュニケーション訓練などによるステップアップ、協力企業への就労体験などにより、就労に向けた支援を行っている。

⁶⁴ 15 歳～39 歳までの若者を対象としていたところ、50 歳までを対象として拡大することとしている。

⁶⁵ 就業規則の作成方法、賃金規定の見直し、労働関係助成金の活用などの「働き方改革」に関連する様々な相談に総合的に対応し、支援することを目的として、全国 47 都道府県に設置されている。

⁶⁶ 勤務終了後、一定時間以上の「休息时间」を設けることで、働く者の生活時間や睡眠時間を確保する制度。

⁶⁷ 都道府県ごとに設置され、事業者や産業保健スタッフなどを対象に、専門的な相談への対応や研修などを行う。

る中小事業者等への訪問支援等の実施や、中小企業等におけるストレスチェック制度の実施等メンタルヘルス対策の取組の推進のための経費として51億円(同+1億円)が計上されている。

イ 最低賃金の引上げ・同一労働同一賃金等雇用形態に関わらない公正な待遇の確保

最低賃金や賃金の引上げには、中小企業・小規模事業者の生産性向上が不可欠であるとの観点から、助成金の新設・拡充により、業務改善や生産性向上に関する企業のニーズに応えるとともに、最低賃金等が低い地域の賃上げ支援等のため177億円(同+28億円)が計上されている⁶⁸。

また、働き方改革関連法における同一労働同一賃金に関する規定の円滑な施行⁶⁹のため、新たに専門家等が自ら直接企業を訪問し、課題に対応するプッシュ型支援の実施、好事例の収集・周知に要する費用として103億円(同+13億円)が計上されている。そのほか、非正規雇用労働者の正社員化・処遇改善に取り組んだ事業主に対するキャリアアップ助成金⁷⁰による支援のため1,251億円(同+190億円)が計上されている。

ウ ハラスメント対策の推進

労働施策総合推進法等の改正を踏まえ、職場におけるハラスメントの撲滅に向け事業主向けの説明会の開催、シンポジウムの開催等による周知啓発の実施や、平日夜間や休日対応の相談窓口の整備等に要する費用として12億円(同+2億円)が計上されている。また、全国の総合労働相談コーナーにおける相談体制の整備を図るとともに紛争調整委員会におけるあっせんの迅速な対応等による早期の紛争解決に向けた体制整備に要する費用として33億円(同+3億円)が計上されている。

エ 高齢者・女性・障害者等の就労支援

高齢者の就労支援に関して、65歳以上の再就職支援に重点的に取り組むため、ハローワークに設置する「生涯現役支援相談窓口」⁷¹の増設等によるマッチング支援の拡充として31億円(同+9億円)が計上されているほか、65歳を超える継続雇用や65歳以上の定年引上げ等に対する助成措置、高齢者に係る成果を重視した賃金制度等の構築に取り組む企業への助成として52億円(同+6億円)等が計上されている。

女性の就労支援に関して、女性活躍推進法の改正に伴い、情報公表の義務が拡大する300人以下の中小企業について、行動計画の策定や「えるぼし認定」⁷²に関する説明会の開催等による女性活躍推進の取組の加速化を図るとともに、「女性の活躍推進企業データベース」⁷³について、多くの企業情報掲載が進むよう働きかけを行うこと等による女

⁶⁸ 令和元年度補正予算においても、生産性向上に資する設備投資等に対する助成の拡充等により最低賃金引上げに取り組む中小企業・小規模事業者の支援等のため14億円が計上されている。

⁶⁹ 2020年4月1日施行。なお、中小企業における適用は、2021年4月1日から。

⁷⁰ 有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度。

⁷¹ 再就職などを目指す55歳以上の者を対象に、シニア世代の採用に意欲的な企業の求人情報や、多様な就業ニーズに応じた情報の提供、そのほか、各種ガイダンスを実施している。

⁷² 女性活躍推進法に基づき、女性の活躍に関する状況が優良な企業について、厚生労働大臣が認定する制度。同法の改正に伴い、えるぼし認定よりも水準の高い「特例認定制度(プラチナえるぼし)」が創設される。

⁷³ 2016年2月29日開設。企業が女性活躍推進法に基づく自社の「女性の活躍状況に関する情報」の公表や「行動計画」の公表先として使うことができる。また、学生などの求職者が、各社の「女性の活躍状況に関する

性活躍推進法の実効性確保のため、6.6 億円（前年度と同額）が計上されている。また、ハローワークにおけるマザーズコーナー⁷⁴の拠点数の拡充による子育て女性等の再就職支援の充実や、介護離職防止に向けた介護休業制度等の周知広報の強化等のため 164 億円（同+41 億円）が計上されている。

障害者の就労支援に関し、公務部門における障害者の雇用促進・定着支援のため⁷⁵の費用として 4.6 億円（同+1.2 億円）が計上されているほか、精神障害者、発達障害者、難病患者である求職者について、ハローワークに専門の担当者を配置するなど多様な障害特性に対応した就労支援等のために 37 億円（同+3 億円）が計上されている。

オ 外国人材受入の環境整備

2020 年度中から運用開始予定の「外国人共生センター（仮称）」⁷⁶において、外国人に対する就職支援や労働安全衛生等に関する支援等を行うための費用として 3.4 億円（同+2 億円）が計上されているほか、外国人労働者に係る労働相談体制の強化や新たに「多言語コンタクトセンター」⁷⁷等を活用することによる、都道府県労働局雇用環境・均等部（室）及び総合労働相談コーナーでの外国人労働者からのトラブルに関する相談等における多言語対応力の強化のために 19 億円（同+6 億円）が、また、外国人材の地域での受入に積極的に取り組む都道府県を選定し、都道府県労働局と連携して職場・地域への定着支援を行うモデル事業を実施するための費用として新規に 4.3 億円が計上されている。

カ 雇用保険制度の見直し

2017 年度から 3 年間に限り実施されてきた雇用保険料率の引下げと国庫負担率の引下げを 2 年間に限り継続することとしている⁷⁸。

また、育児休業給付について「子を養育するために休業した労働者の雇用と生活の安定を図る」給付として、失業等給付とは異なる給付体系に位置付け、区分整理を開始することとしている。

（6）社会福祉サービス等

ア 生活保護制度の適正実施

情報」を閲覧することができ、企業の選択にも利用できる。

⁷⁴ 子育てをしながら就職を希望している者に対して、キッズコーナーの設置など子供連れで来所しやすい環境を整備し、担当者制による職業相談、地方公共団体等との連携による保育所等の情報提供、仕事と子育ての両立がしやすい求人情報の提供など、総合的かつ一貫した就職支援が行われている。2019 年 12 月 23 日時点で全国 181 か所に設置されている。

⁷⁵ 具体的には、各府省等向けのセミナー・職場見学会の実施、ハローワーク等に配置する職場適応支援者の増員による支援体制の強化等を行うこととしている。

⁷⁶ 留学生の受入促進・就職、高度外国人材の受入促進、外国人材・家族の人権擁護、法律トラブル、査証相談、労働基準・労働安全衛生等、地方を含む外国人の雇用促進等に対する支援等の施策を一括して実施することにより、効果的・効率的な支援を可能とするため、各機関の関係部門を集約させた外国人共生に関する拠点として設置されることとなっている。

⁷⁷ 全国のハローワークから利用可能な多言語対応の電話通訳。令和 2 年度予算において、対応言語数を 11 か国語から 14 か国語に増加させるための費用等として 4.9 億円（前年度比+0.4 億円）が計上されている。

⁷⁸ 2017 年度から雇用保険料率は 0.8%→0.6%への 0.2%の引下げ、国庫負担率は本則の 55%→本則の 10%への引下げが行われている。

生活保護に係る国庫負担に要する経費として、2兆8,219億円（前年度比▲289億円）が計上されている。また、レセプトを活用した医療扶助の適正化、収入資産調査の充実強化等による認定事務の適正化等を実施する地方自治体の支援、2021年度から施行される「被保護者健康管理支援事業」⁷⁹の円滑な実施に向けた費用等、生活保護の適正実施の推進のための経費として160億円（同+9億円）が計上されている。

イ 生活困窮者・ひきこもり支援

ひきこもり状態にある者や長期無業者など、就労等自立に向けた寄り添った支援が必要な者や、様々な生活課題を抱える者へ必要な支援を行うため、一人ひとりの状況に応じてきめ細かく対応する包括的支援体制の強化を行うための経費として487億円（同+49億円）が計上されている。具体的な事業としては、アウトリーチ等の充実による自立支援相談支援の機能強化に新規に35億円、ひきこもり地域支援センターと自立相談支援機関の連携強化、居場所づくり等のため12億円（同+7億円）等が計上されている。

ウ 障害福祉サービス

障害児・障害者が地域や住み慣れた場所で暮らすために必要な障害福祉サービスの総合的な確保のための経費として1兆5,842億円（同+1,300億円）が計上されているほか、自立支援医療⁸⁰や障害児入所施設を利用する者等へ良質かつ適切な医療を提供するための経費として2,604億円（同+144億円）が計上されている。

エ ひとり親家庭等自立支援の推進

児童扶養手当の支給や、母子父子寡婦福祉資金貸付金の修学資金等に修学期間中の生活費等を加えるための経費として、1,622億円（同▲484億円）が計上されている⁸¹ほか、母子・父子自立支援員等の専門性の向上や、母子生活支援施設⁸²を活用したひとり親家庭への相談支援体制の充実等のため133億円（同+2億円）が計上されている。

（7）年金

基礎年金の国庫負担2分の1や年金生活者支援給付金⁸³の支給等に要する経費として12兆4,615億円（前年度比+4,745億円）が計上されている⁸⁴。

⁷⁹ 2018年の生活保護法改正により創設され、2021年1月から必須事業として施行されることとなっている。同事業では、生活保護受給者の健康管理の推進を図るため、医療保険におけるデータヘルスを参考に、福祉事務所がデータに基づき生活習慣病の発症予防や重症化予防等を推進することとしている。2020年度においては、「被保護者健康管理支援事業の手引き」改定や国による周知・研修会等の開催が行われ、2021年1月からの施行に備えることとされている。

⁸⁰ 精神通院医療、身体障害者のための更生医療、身体障害児のための育成医療を指す。

⁸¹ 令和2年度予算における減少は、児童扶養手当について、2019年11月からの隔月支給（年3回（4か月分ずつ）→6回（2か月分ずつ））に伴い、令和元年度予算に15か月分を計上したことによるものである。

⁸² 「配偶者のない女子又はこれに準ずる事情のある女子及びその監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進の為にその生活を支援することを目的とする施設」（児童福祉法第38条）であり、児童（18歳未満）及びその保護者が対象だが、児童が満20歳に達するまで在所させることができることとされている。

⁸³ 消費税増収分を活用し、公的年金等の収入金額や所得が一定基準額以下の者に、生活の支援を図ることを目的として、年金に上乗せして支給するもの。年金生活者支援給付金は全額国庫負担であり、その経費として令和2年度予算に4,908億円が計上されている。

⁸⁴ 2020年度における年金額の改定率は、マクロ経済スライド調整率▲0.1%を加味した上で、+0.2%を見込んでいる。

また、日本年金機構における厚生年金保険の適用促進対策や国民年金収納対策の推進、年金生活者支援給付金の支給事務等のための経費として3,254億円（同▲17億円）が計上されている。

（8）その他

ア 厚生労働省改革の推進

国民が納得できる社会保障・働き方改革をスピードを上げて展開できるように、議事録作成支援システムの導入、地方採用等の戦略的な採用業務の実施、外部の視点を取り入れた改革の実施等の厚生労働省改革のため、新規に0.6億円が計上されている⁸⁵。また、統計改革の推進のための経費として18億円（前年度比＋4億円）が計上されている。

イ ハンセン病対策

ハンセン病に関する正しい知識の普及啓発の強化、相談支援体制の充実、国立ハンセン病資料館等の学芸員の増員、ハンセン病療養所の入所者に対する療養の確保、退所者への社会生活支援等のための経費として369億円（同＋7億円）が計上されている⁸⁶。

ウ 戦没者遺骨収集等の推進

南方地域や旧ソ連地域における埋葬地等の調査班数を増加させる等の遺骨収集事業の推進、DNA鑑定 of 体制整備、新たな鑑定技術の研究・活用を通じた遺骨返還推進のために30億円（同＋6億円）が計上されている。

エ 自殺対策の推進

自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱⁸⁷に基づき、地域の実情に応じた実践的な自殺対策の取組支援、自殺対策の研究等に関する法律に基づき新たに指定される法人が行う調査研究、地域の自殺対策への取組支援のための必要な支援として33億円（同＋2億円）が計上されている。

オ 感染症対策の推進

2018年以降の風しんの流行状況⁸⁸を踏まえ、感染拡大防止のため、地方自治体が行う抗体検査事業に対する補助等の継続実施のため、54億円（同＋42億円）が計上されている⁸⁹ほか、薬剤耐性対策に関し、抗菌薬の適正使用に係るモデル事業等の実施や、ワン

⁸⁵ 2019年8月26日、厚生労働省改革若手チームによる「厚生労働省の業務・組織改革のための緊急提言」が発表された。同提言では、まず、「0. 厚生労働省職員の増員」を掲げ、その上で「1. 生産性の徹底的な向上のための業務改善」、「2. 意欲と能力を最大限発揮できる人事制度」、「3. 『暑い、狭い、暗い、汚い』オフィスの改善」の3つを改革の柱として掲げている。

⁸⁶ ハンセン病元患者家族への補償金のための基金の創設等のために2019年度の予備費から179億円が支出されている。

⁸⁷ 自殺対策基本法に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針として定めるもので、2017年の見直し後の大綱（2017.7.25閣議決定）では、自殺死亡率を2026年までに2015年比30%以上減少させることを目標とすること等を掲げている。

⁸⁸ 2013年（1万4,344人）の流行以降、2014年319人、2015年163人、2016年126人、2017年91人と減少傾向だったが、2018年には2,946人が報告され、2019年は2,306人が報告されている（国立感染症研究所感染症疫学センター「風疹流行に関する緊急情報：2020年1月16日現在」〈<https://www.niid.go.jp/niid/images/epi/rubella/2020/rubella200116.pdf>〉（2020.1.23最終アクセス））。

⁸⁹ 令和元年度補正予算においても、風しんのまん延防止のため、抗体保有率の低い40歳から50歳（2019年度

ヘルス・アプローチ⁹⁰に関する国際会議の開催等に要する経費として9.8億円（同+2.5億円）が計上されている。

カ B型肝炎訴訟の給付金などの支給

B型肝炎ウイルスの感染被害を受けた者への給付金などの支給に万全を期すため、社会保険診療報酬支払基金に設置した基金に、給付金などの支給に必要な費用を積み増すために1,187億円（同+615億円）が計上されている⁹¹。

5. おわりに

消費税率の10%への引上げにより、社会保障・税一体改革は一応の完了をみたものの、進行する少子高齢化に対応し、高齢者数がピークに近づく2040年を見据えた社会保障制度の構築には、引き続きの制度改革が不可欠である。

こうした中、政府は全世代型社会保障検討会議を設置し、年金、労働、医療、予防・介護に関する検討を行っている。中間報告では、70歳までの就労機会の確保や短時間労働者に対する厚生年金（被用者保険）の適用拡大といった、制度の「支え手」を増やす施策が中心として盛り込まれた。令和2年度予算でも高齢者等の就労促進に関する予算が計上されている。少子高齢化に伴い現役世代人口が減少する中、社会保障制度の維持には支え手を増やすことが必須であり、その方向性は評価できる。

しかし、これまでも議論が行われてきた給付と負担の見直しについては、踏み込み不足との指摘⁹²がある。負担面では、一定の所得がある後期高齢者の医療費の窓口負担を2割にするとの方向性は明記されたが、「新経済・財政再生計画改革工程表2018」で検討項目とされた薬剤自己負担の引上げやケアプラン作成時の利用者負担導入等の内容は明記されていない。また、給付面でも、保険適用となる診療・薬剤の給付範囲、軽度者向け介護サービスの保険給付範囲の見直し等の内容は明記されていない。

2020年夏までに取りまとめられる全世代型社会保障検討会議の最終報告及び骨太方針2020において、どこまでの社会保障制度改革に踏み込めるのか、給付と負担の見直しに抜本的に取り組むことができるのか、今後の動向が注目される。

（ささげ なおたろう）

時点)の男性を対象とした風しん抗体検査の補助のため69億円が計上されている。

⁹⁰ ヒト、動物、環境等の複雑な相互作用によって生じる感染症の対策に、公衆衛生、動物衛生等の関係者が連携し、一体となって対応しようとする概念。

⁹¹ 令和元年度補正予算においても、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金のための基金の積み増しとして177億円が計上されている。

⁹² 前掲注25、26参照。